

平成28年3月29日

小諸市長 柳田剛彦様

小諸市市民協働推進市民会議
会長 大林晃美

小諸市市民協働推進市民会議における平成27年度での検討結果について（報告）

小諸市市民協働推進市民会議（以下「市民会議」という。）では、平成26年度での検討の結果出された課題について、平成27年度において、さらに具体的検討が必要と思われる事項について、議論を重ねてきました。

この度、その結果を取りまとめましたので、下記のとおり報告します。

なお、貴職におかれましては、小諸市市民協働推進市民会議要綱第7条の規定に基づき、本報告の内容を最大限尊重し、関係機関との協議を踏まえながら実現に向けて必要な措置を講ずるよう強く要望します。

記

1 検討の経過について

市民会議では、平成27年8月19日の第1回を皮切りに、会議を7回開催しました。

このほか、第5次基本構想策定に係る「政策分野別まちづくり方針」を検討するため「協働分科会」についても参画するなど「参加と協働」に関わる事項について議論を重ねてきました。

- ・ 第1回会議 平成27年 8月19日（月）
- ・ 第2回会議 平成27年 9月30日（水）
- ・ 第3回会議 平成27年 10月28日（水）
- ・ 第4回会議 平成27年 11月18日（水）
- ・ 第5回会議 平成27年 12月15日（火）
- ・ 第6回会議 平成28年 1月13日（水）

- ・第7回会議 平成28年 2月16日(火)
- ・市民報告会 平成28年 3月13日(日)
- ・政策分野別まちづくり方針検討「協働分科会」 委員8名
 - 第1回 平成27年10月 8日(木)
 - 第2回 平成27年10月23日(金)
 - 第3回 平成27年11月 5日(木)

2 検討内容について(全体事項)

平成27年度の市民会議では、昨年度の報告書で課題として示された事項について、さらに議論が必要な事項の検討を行いました。

まず、「地域自治組織に関する事項」として、「区に対する支援策」と「人口減少時代における地域自治組織のあり方」の具体的方策について検討することとしました。

現在、区に関連する規則として定められている「小諸市区長に関する規程」は、地域自治組織の現状や行政との関わりを表わすには不十分なものであり、内容を見直すことが必要と考えました。また、区と行政の関わりは大変古く、これまで積み重ねてきた歴史がありますが、区と行政の関係を明確に規定したものがなく、その仕組みがわかりづらくなっていました。

市民会議ではこれらを明らかにし、今後必要となる事項を加えた上で「新たな規則」として制定することを想定し、現在、区と行政の間で行われている具体的な活動や施策等の把握を行い、それらを整理・検討したものを「区と行政に関する規則」の具体的イメージとして示すこととしました。

また、区がその役割を果たすため、市民活動団体をはじめとする関係機関等とどのように協働するのかについても議論し、その内容についても示すこととしました。

次に、「市民活動拠点に関する事項」として、「運営を担える市民団体の設立」について、具体的方策を検討することとしました。

「小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター」(以下「市民活動拠点」という。)の運営については、平成14年に小諸市ボランティア・市民活動推進懇話会からの「21世紀の小諸市における市民活動推進への提言書」(以下「提言書」という。)、それに基づき策定された「市民活動支援・推進のためのアクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)の中で、「中間支援組織(注)」が担うことが望ましいとされています。

この提言書等に基づき市民活動拠点が設置され12年が経過しましたが、いまだ

に中間支援組織の設立には至っていません。

現在の市民活動拠点は、設置以来関係者の努力によりその機能を高めつつ、市民活動団体と地域を結ぶターミナル施設として、小諸市のまちづくりにおいて大変重要な役割を果たして来ました。一方では、昨年度の市民会議でも提案しましたが、設立から12年が経過した今、その役割はさらに多様化するとともに、重要性はますます高まり、今後は、その機能をさらに強化し、様々なニーズに対応できる施設となる必要があります。

市からは、このような状況を踏まえ、あらためて市民の運営による市民活動拠点をめざし、中間支援組織の設立に向け一歩を踏み出すとの考えが示されました。

市民会議では、市が今後この組織の育成に取り組むとの考えを受けて、どのような方法で組織の育成、設立につなげていくのかについて議論し、意見を述べることにしました。

以上の点について、詳細は別冊の「資料」のとおりですが、検討概要を以下に述べます。

(注)「中間支援組織」とは、NPOを支援するNPOといった存在ですが、必ずしも明確な定義があるわけではありません。協働を推進する上で、市民と市民、市民と行政、行政と事業者などの間に立って、そのパイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織をいいます。

3 検討のポイント

(1) 区の構成や機能等についての基準

区は一定の区域に住む人の地縁に基づき形成され、自主的に活動する地域の自治組織であり、それぞれの実情に応じたルールのもとに運営を行っています。

しかし、小諸市自治基本条例では、区をまちづくりの主体として位置づけ、その役割についても規定していることから、自主性を保ちつつも、一定の基準に基づいた運営がされることが望ましいと考えます。

地方自治法には、「地縁による団体」に関する規定がありますので、この内容を準用することで、区が備えなければならない基本的事項を明確にしました。

また、区の運営に適した規模についても、概ねの基準を示すこととしました。

この規則イメージによって、区についての基準や役割等を示すこととなりますが、区は行政の下部組織ではなく、お互いに自立した団体として対等なパートナーであり、地域の発展のために協働する関係にあることを明確にしています。

(2) 区及び行政の役割

区が地域において担う役割は、小諸市自治基本条例第8条に規定されていますが、具体的にどのような活動を通じてその役割を果たすのか、また行政はその活動に対しどのように関わるのかについて示すこととしました。

(3) 区と行政及び関係機関との協働

住み良い地域を築いていくためには、区がその役割を果たすことはもちろん、行政がその活動を支援することが欠かせません。さらに区は行政からの各種依頼に協力するなど、市のまちづくり全般に関わることから、行政との連携やお互いの支援、協力の仕組み等についても示すこととしました。

また、区は自らの活動を持続させ、その活動によって得られる効果をより高めるために、他の区や地区内での連携、市民活動団体等の関係機関との連携を積極的に行うことが大変重要になってきます。

(4) 区の自主性と行政の関わり

この規則イメージを検討する際に前提としたのは、「区と行政は対等な立場であること」です。

区は、行政に対して様々な協力をしていることもあり、これまで、とかく「区は行政の下部組織」とのイメージを持たれがちであったと認識しています。

市民会議では、区と行政は対等なパートナーであり、両者がお互いに行う事項は「協働」に基づく「協力」「支援」であることとし、この内容について両者合意のもとに「協定」を締結することを提案しています。

(5) 中間支援組織の育成について

市の計画では、平成28年度より公募による参加者を対象に、月1回程度の講座を継続して実施し、「市民活動」や「市民活動拠点の機能・役割」等を基礎から学習するとともに、現在の小諸市の現状、今後めざすべき拠点の姿を議論しながら、参加者同士のつながりを生み出し、組織の基礎づくりを進めるとしています。

また、取り組みの期間は他市の事例も参考にしながら中長期的な視点で考え、複数年にわたることを想定しています。

委員からは、講座の進め方は単なる「学習」のみではなく、参加者間で「学んで」「考えて」「ディスカッション」する流れが必要。

内容を詰め込み過ぎることで、かえって面白みに欠けることが組織を育成する面

からはマイナスに働かないか。

小諸市は既に拠点の基盤はあるので、時間をかけ過ぎではないか。

もっとシンプルな内容にして、期間も短くスピード感を出さないと若い世代の共感を得られないのではないか。

組織の育成と併せ、機能の強化を図るためには、相当長い期間が必要ではないか。社協と拠点、市がどのような役割分担となるのか示してほしい。

「中間支援組織の設立」をもっと前面に出して、講座を開設するべきではないか。などの意見が出されました。

今年度の市民会議は、前述の「区と行政の関係」を重点的に検討してきたこともあり、中間支援組織の育成については、後半3回の会議で検討したにすぎません。時間的な制約もあり、委員間で本格的な議論がされる前に終了してしまいましたので、まだまだ議論の途上にあります。組織の育成は「人づくり」「人財育成」であり、市民活動について基礎から学ぶことを通じて、参加者の「つながり」と「輪」を醸成することが組織化につながると考えますが、それらについて議論を深めるためには時間が不足していました。

本来このテーマは、1年間重点的に検討すべきものと考えますので、次年度へつなげていくことが必要です。

4 市民会議からの要望

市民会議では、今年度各委員の協力により前述のような検討を重ねてきましたが、市及び関係機関においては、その検討結果を参考にそれぞれの仕組みを早期に構築し、実践につなげることを強く要望します。

小諸市自治基本条例の理念である「参加と協働のまちづくり」を実現するためには、仕組みの構築、実践はもちろんですが、その内容の評価等一連の手続きや、各主体が果たすべき役割など、広範囲にわたる取り組みが必要となります。そのため、できるところから着手し一つずつ着実に仕組みを整えるとともに、各主体が認識を共有し、一体感のある取り組みとしなければなりません。

そうであるからこそ、市民会議では今回のような個別の案件についても、意見を述べ、提案、要望としたところです。

この検討結果は、今後、規則の制定を検討するため行われる区長会と市等との協議の際の基礎資料となり、両者がさらに検討を加えることで、昨年度の報告書で課題として示された「区に対する支援策」と「人口減少時代における地域自治組織の

あり方」の具体的な取り組みにつながるものと考えます。

中間支援組織に関する事項については、残念ながら明確な提案には至りませんでした。委員からの意見にも表れているとおり、現時点で確実に組織育成が達成できる「手法」があるわけではありません。まずは目的を共有するための取り組みを着実に進め、関係者の自発的な行動につなげていくことが必要です。そのためには、関係機関との連携はもちろんですが、市がこの取り組みに主体的に関わることで、将来的な組織の育成につながっていくものと考えます。また、この取り組みを通じて市民活動拠点がこれまでの実績を基礎としてステップアップし、アクションプランを具現化するとともに、運営面も含めた機能の充実が一層図られることを期待します。

先に開催した市民報告会で参加者から寄せられた意見でも、区に関しては依然として「区への加入」に関する課題があります。小諸市自治基本条例第9条の規定は、区が持続的に活動し、まちづくりにおける重要な主体として存在していく基礎となるものであることから、引き続き検討をすべき重要な課題であり、平成29年度に予定されている、「条例の評価と検討」の際にもあらためて議論が必要な事項です。

また、中間支援組織の育成に関しては、市民会議として市の組織育成に向けた取り組みは一定の評価をしますが、その過程においては、市民活動に携わる関係者等の意見を十分把握し、その反映に努めながら進めることが重要です。

そのほか、報告会の参加者アンケートで寄せられた意見についても、今後の取り組みの参考としてください。

市が本年度策定した「小諸市第5次基本構想」は、はじめて取り組んだ「地域別まちづくり方針」のほか「政策分野別まちづくり方針」等、これまでにない市民参加、市民協働によりつくられてきました。このほかにも、様々な市民参加・市民協働の取り組みを実施しましたが、それらに対する評価・検討は行われていないのが現状です。事業自体の評価・検討はもちろんですが、その手法等についても評価・検討を行い、より良い事業の創出につなげていくことが求められています。

今後は、市民会議がそのような役割も担うことを検討するよう要望します。

市民会議は「協働の実践の場」です。市民と行政とが共に議論を重ね、同じ目的に向かって進んでいくことを切に願っています。

小諸市市民協働推進市民会議 委員名簿

(50音順：敬称略)

氏 名	備 考
荒 木 貴 志	公募市民
大 林 晃 美	公募市民
柏 木 今朝男	市議会議員
柏 木 博 美	市議会議員
鎌 田 賢太郎	公募市民
上 滝 高	公募市民
小 山 裕 也	公募市民
櫻 井 武 夫	区長会役員
春 原 信 行	市職員
高 橋 要 三	公募市民
田 中 寿 光	市議会議員
土 屋 哲 也	市職員
土 屋 寛 之	区長会役員
林 稔	市議会議員
原 田 規 行	市職員
別 府 福 雄	公募市民
細 谷 信 治	社会福祉協議会会長
山 内 俊 江	公募市民